

賀茂競馬草創に関する二三の憶説

土橋 誠

1. はじめに

賀茂競馬は、現在では上賀茂神社の「競馬会神事」として毎年5月5日に実施される大きな祭として知られている。広場に埒^{らち}で仕切られた細長い馬場を設けて、舞樂装束を着けた乗尻^{のりじり}(騎手)が一對になり、一直線のコースでマッチレースを展開する。この神事は鎌倉時代から著名なもので、『徒然草』にも見えており^(注1)、当時から多くの人が見物に上賀茂社まで来たことが知られる。江戸時代に成立した『賀茂注進雜記』によれば、室町時代の足利将軍や戦国時代の織田信長などの権力者も見に来るほどの著名なもので、江戸時代には屏風や絵巻物などにも描かれたりしている^(注3)。京都といえば賀茂、賀茂といえば上賀茂神社の賀茂競馬を連想するくらい有名な行事となっていたことがわかる。

このように古くから著名な賀茂競馬は2003年で草創以来910年を迎え、それを記念して上賀茂神社では様々なイベントも行われた^(注4)。賀茂競馬は、現存する古式競馬の中では後の時代に改作された部分も存在するが、非常によく鎌倉時代の作法を伝えている。しかし、その草創は、『日本競馬史』が草創の伝説を否定した以外、まだ伝承の域を出ていない^(注5)。

賀茂競馬草創の伝承は、『賀茂注進雜記』によれば、次のようである^(注6)。「五月五日の競馬は堀河院の御叡慮にて五穀成就天下安全の御祝祷として寛治七年より始めらる、(中略)かの武徳殿にてありし面影をうつされ勝負の樂を奏し、神宝なども以前に渡る也」とあり、宮中の年中行事であった5月5日の恒例の競馬を寛治7年(1093)に上賀茂神社に移して以後、恒例の行事として行われたとしている。

この伝承がいつから形成されたかは定かではないが、いつこの古式競馬が始まったかを考える上で、寛治7年という年がなぜ選ばれたのかということも大変興味深い。ここでは、主に賀茂競馬の構造を現行の行事や史料などから跡づけ、その後寛治7年の記録を分析して、なぜ寛治7年が草創とされたかを考察するものである。

2. 賀茂競馬の構造

賀茂競馬は古式競馬として貴重なことはいうまでもない。ところで、「競馬」の読み方であるが、『和名抄』には「本朝式云、五月五日競馬」とあり、分注に「和名、久良閉宇

麻」とあるから、「くらべうま」と読まれた。本稿では「競馬」と漢字表記するが、「けいば」と読むと洋式競馬と混同するので、発声する時は「くらべうま」と読むことにする。

古式競馬がいつ頃から我が国に存在したかははっきりしない。六国史には「騎射」や「走馬」という語はあるが、これが競馬を意味するかどうかは定かではない。一般的には奈良時代以前から競馬があったように言われるが、史料的には確認できないのが現状である。しかし、『内裏儀式』「五月五日観馬射式」や『内裏式』「五月六日観馬射式」には武徳殿前で「競馳」されたとあり、遅くとも平安時代初めの弘仁年間には恒例の競馬が行われていたことが確認できる。また、延喜年間に醍醐天皇が神泉苑や仁和寺に行幸したときに、臨時競馬を行ったことは見えているので、10世紀初めには臨時競馬も成立していたことは間違いなからう。もちろん、ここで見るように完成された古式競馬ではなかったと思われるが、馬が二頭のみで競争して勝負を争うことが行われていたことは確実と思われる。そして、摂関期には盛んに行われ、藤原道長などは私邸で競馬を催したことが記録に見えている。摂関期から院政期にかけては古式競馬の全盛時代であった。この傾向は鎌倉時代まで続いており、古式競馬に関する作法書や口伝をまとめたものが現存している。

以上のように、古式競馬には、恒例の競馬と臨時競馬があった。恒例の競馬は、五月五日・六日に武徳殿前に馬場をしつらえて行われた。このことは上記の史料のほかに、『儀式』や『北山抄』・『西宮記』・『江家次第』などの多くの故実書類に見えている。季節的に5月5日に菖蒲や続命縷(葉玉)の貢進があった後に、武徳殿前の埒内を馬に乗り、馬の出身地や毛色、乗尻の出生などを奏上し、騎射の後で競馬を行うことから、端午節と深く結びついた行事であることが理解される。中国では『荆楚歲時記』に端午節に「競渡」として、舟によるマッチレースがあったことが知られるが、日本ではかなり古い段階から二頭の馬による「競馳」の形を取った競争が行われたようである。5月5日に菖蒲の貢進などの儀式とともに、5日と翌日に武徳殿前で行ったのが恒例の競馬ということができよう。ただ、宮中の5月5日節会が村上天皇や後三条天皇の国忌と重なったため、10世紀後半から次第に行われなくなり、節会で行われていた菖蒲の献上や競馬はそれぞれの形で発展したと言われている。

これに対して、臨時競馬はその時の為政者が神社仏閣へ行った時や、何らかの理由で私邸で実施したものである。『北山抄』や『江家次第』にはその編目が見えている。そこには上皇が御幸したおりに、臨時競馬が実施された次第が詳しく書かれている。臨時競馬は上皇や摂関といった権力者が主催者となったり、もてなしたりするため、その意向によって行われた。宮中での端午節が年中行事から姿を消しても、臨時競馬という形で競馬は発展した。その上、端午節との関係も完全に切れたわけではなく、石清水八幡宮の競馬や新

日吉社の小五月会での競馬のように、各神社などで端午節としての競馬は行われていた。

このような古式競馬のあり方ではあったが、賀茂競馬はどのように行われるのであろうか。上賀茂神社には神社の年中行事の書物が現存しており^(注15)、鎌倉時代末の嘉元年間(1303～1306)の行事を知ることができる。この『嘉元年中行事』によれば、5月1日から5日までの恒例の神事として行われていたことがわかる。まず、5月1日の神事は次のような手順で行われていた。史料によると、

一 日御馬番の御神事也、

其次第中御所やを以ざとす、馬は社司庄あたりに引、氏人すいかんをちゃくし御馬ヲ番、まづ御馬ヲうち上てはしを見る、上中下ヲつけてむまののりに随てはしりをくらぶ、一寸の物有、御なうらひ行、ざは一とりよござ、

5月1日に「御馬番^{うまつがえ}の御神事」として、御所屋で馬を莊園ごとに見て、上中下の三つのランクに分けて走りを見るとある。その際、賀茂県主の氏人^{つがい}が番をなし、走りを比べているので、乗尻になるのは賀茂県主一族から出ていることが確認できる。また、莊園ごとに馬を見るというのは、すでに鎌倉時代末には上賀茂社の持っている莊園から馬が貢上されるか、馬の経費が莊園から出たか不明ではあるが、莊園ごとに馬の状態を見ることが定着していたことを示す。これは現在も足汰式^{あしぞろえしき}の名前で呼ばれ、美作国倭文庄以下の20の莊園名が馬に付けられ^(注16)、毛付け儀と称して馬の歯や毛並みを見て年齢・状態を判断している。それから、旧社家の子弟が乗尻となり素駈けを行い、次に二頭で競馳を行っている。

次に、5月4日である。史料では、

一 四日はしやうぶの御神事、二トの御料はて、御前より次第にさうぶのふきまいらすべし、その後御ちやう有、大方は御物ごと有、ちかごろは社司等大方不参、しかるべからざる事也、

となっている。ここでいう「しやうぶの御神事」はいわゆる菖蒲根合の神事のことをさすとみられる。菖蒲の根の大きさを比べて勝負を競う行事で、本来は端午節に行われた。「御前」はよくわからないが、現行の根合ではまず頓宮という賀茂別雷神の分霊が移動してきて入るお仮屋の前で行われ、続いてその屋根に向かって菖蒲を投げる。これを菖蒲で葺くと呼んでいる。この史料からは誰が菖蒲で屋根を葺いているか書かれていない。現行では乗尻によって葺かれているが、この時点ではどうなっていたかは判断できない。しかし、ここでは社司の大方のものが来ないことを不当としていることを考えると、やはり、頓宮がすでにあって、それに向かって社司のものが菖蒲で葺く行事があったと見てよからう。ただし、現行の菖蒲根合は4日ではなく、5月5日の午前中に行われている。なお、社司は賀茂県主の一族から出るのを慣行とし、その下に氏人が存在する。

次に、5月5日の行事であるが、史料が長いものの、重要なことが書かれているので、一節ずつ検討していく。まず初めは、

一 五日御神事

社司等土やに参ぬれば御料仕、はし殿にて御はらへれいのごとし、御料御前へ仕れば社司等参ぬればらんじやうをそうし、祝御とをひらきまいらす事つねのごとし、又社務参ずる事、きざはしの上下にして二はいの次第れいのごとし、御内へ参ぬれば正官権官しだいの社司参、御れ上事れいのごとし、

この部分は脱字などがあるためか、文意が通らないところもあるが、ここは、神事を始める前に、祓をはし殿(現在の橋殿か)で行っている。そして、祝が本殿の扉を開き、神事が行われている。続いて、

- 一 御料まいる次第、一番さうぶまいらせてやがてをくの少八あしへ仕、其後御はしの代、つぎ御料、つぎかざりちまき、しやうぶひわだをのをのいろいろの花をかざる、こゐ、とり等次第にまいる、ひつの御料まいりぬれば、祝方の御料まいりて後、御くすり禰宜方よりまいる。しやうぶまいる也、すゑの杜これ入まいらす、

ここは主に神事に必要なものの準備を指している。まず、祝方と禰宜方の二つに分かれ、御料の準備も行われている点に注意される。続いて、

- 一 祝方の御さきの時、ねぎがたより御はんまいるべし、両方の御料まいりぬれば社司等退出、社々へ参、社務御内より出、祝言のやによる、正官祝同権禰宜祝はとゞまりて日供のやく有、やくはてゝ同祝言つねのごとし、平後日供のやくの社司計参てまかり帰有、其後社務以下参てまかりいだし有、社司等も帰参、たゞし貴布禰のつかさ計は長のやにて不参、まかり出はてぬれば社司等退出、御じやうさしまいらする事祝がやくれいのごとし、めぐりてかいかのぎへよる、たゞしふるくはぎののりけいばのぎは有いども、いまはまづ其のさた有、かいかには太田のつかさまでよる、この間にのりじりどもさか殿よりとり井のまへにうちたつ、左は氏神ねぎ祝言師としてきりしばをねる、右は同祝のとの師たり、をのをの御前に参て祝言のぎしき有、ことはてゝをのをの馬ばに出、御馬うち上、

ここでは、御料がくると社司が退出し、本殿前では神職による祝詞の奏上などがなされているように、競馬を行う前に神に対しての神事が行われている。それが終わってから、乗尻が酒殿から鳥居の前に立っている間に、左方と右方に分かれた氏神の禰宜や祝が切芝を練り歩いた後、本殿前で祝詞を奏上し、その後馬場に出るようになっている。この点は、現行の方法とは異なっている。現在は、5日の神事後で、乗尻たちが一人一人幣串を振り継ぎ、最後に左方・右方の念人にそれを渡し、念人が本殿前で祝詞を奏上することにな

っている。乗尻による祈願が挿入されているところが異なる。これがいつ頃から行われたかは不明であるが、すでに江戸時代の本には見られるので、室町時代から江戸時代初期く^(注17)らいのいつ頃かには入った可能性がある。これに続いて実際の競馬のことが書かれる。

一 ろくのやくは

左	わかみやのねぎ	右	わかみやの祝
	ならのねぎ		ならの祝
	さわだのねぎ		さわだの祝

一 しやうこ

一 つゞみ

一 十番のけいばの次第つねのごとし、ことはてぬれば御てんの御まへにてせうぶのまい有、れう王らくそむ也、をのをの三両づゝのろく有、そのやくのりじり也、左三人右六人也、

ここは実際に馬場内でのことを書く。「ろくのやく」は勝者の乗尻に禄を渡す役のことをいったものか。この禄は別名「纏頭」ともいい、頭に巻く布のようなものであったという。^(注18)鉦鼓と太鼓は現在でも置くように、実際に競馳を行う前に実施する「三遅」^(注19)の儀の時に鳴らしたりするのに必要となる。そして、この史料によれば、勝負に勝った乗尻は「御てんの御まへ」で舞楽を奉納することになっていた。現在は行われていないが、乗尻の着用している装束が舞楽装束であることから、本来は勝者の乗尻が舞楽を行うのは当然のことであつたと思われる。ところで、実際に馬に乗って競うのが乗尻であるが、彼らはどこから来たのであろうか。宮中の五月五日儀では近衛府の武官が乗尻となつて^(注20)いた。しかし、どうも賀茂競馬では違つてゐるようである。前項の史料では禰宜や祝が祝詞を奏上している間は酒殿から鳥居前で立つてゐたとあることから、左方や右方の神職に率いられた人々ということになる。近衛府の官人とは考えられない。また、一日の行事では氏人が水干を着して馬に乗ることになつて^(注21)いたので、ここでも社司や氏人が乗尻になつてゐた^(注21)と考えるのが自然であらう。したがつて、現行の賀茂競馬の乗尻が旧社家の子弟に限られるもとなつた事実は、すでにこの鎌倉時代後期には成立してゐたと見てよからう。

次に、直会の部分であるが、

一 ことはてゝ長のやのぎによる、おほちまき有、いちこまいる、さかづき下れば御はし有、つのごと、ことはてぬれば退出、

と、極めて簡潔である。場所は長舎で、現在の場所と同じである。ただ、現在の直会には出ない大チマキがあつたようである。さらに、盃を先に回し終わつてから、「御はし」の^(注22)ことがあるとなつてゐる。現在では、まず乗尻たちが全員でそれぞれ自分の箸を折ること

から直会は始まっているが、この「御はし」がそのことを指しているのか、あるいは直会の箸を付けることをいっているか、必ずしも明確ではない。また、「いちこまいる」とあり、現行とは異なる。「いちこ」の性格については後考にまきたい。

その後、このあとには二項目あって、一つは十番行う競馬の作法や心得的なもの、たとえば直接勝負するのではなく、三遅をどう行うか、鞭をどう指すのかといったことが書かれ、もう一項目には馬場に銚を立てる場所のことが書かれている。いずれも賀茂競馬を考える上では重要なことではあるが、ここでは直接に関係しないので省略したい。

以上、考察した鎌倉時代に実施された賀茂競馬の特徴と思われる点をまとめておく。

- ①行事は5月1日の馬番から始まり、4日に菖蒲の神事、5日に十番の競馬が行われた。
- ②競馬は5月5日の端午節の神事の一環として実施された。
- ③競馬に使われる馬は、上賀茂神社の荘園から一頭ずつ、計20頭貢上された。
- ④乗尻だけでなく、所役は社司・氏が当たった。
- ⑤競馬のルールは宮中で行われて以来の、1対1の一般的な古式競馬の作法で実施され、勝者の乗尻は、舞楽を舞った。

『嘉元年中行事』から窺える鎌倉時代の賀茂競馬の作法は概ね上記の通りである。これに対して、現行の競馬会神事では、1日には足汰式という名称で実施され、所役の役を受け持ったものが馬の歯を見て、年齢や組み合わせを決定している。この行事は江戸時代中期の『諸神事註秘抄』には見えているので、ほぼ江戸時代には完成していたようで、江戸時代後期の史料にも詳しい次第が見えている^(注23)。また、鎌倉時代には5月4日に行っていた菖蒲の神事は、現在は5日の午前中に「菖蒲根合の儀」と称して、菖蒲の根を合わせるところを神に見せる形で実施されている。そして、その午後には本番の競馬が行われている。現在では馬や乗尻の数の関係で6番しか行われていないが、かつての上賀茂神社の荘園名を負った馬で競馬を実施する形は現在も同様である。^(注24)

3. 寛治7年5月の競馬

第2節で鎌倉時代後期の賀茂競馬の次第について、基本的な構造を分析したが、賀茂競馬の始まりとされている寛治7年(1093)5月の記事ではどうであろうか。

ところで、賀茂社で競馬が行われたのはこの年が最初ではない。管見の限りでは、確実な史料によれば、第1表にあげた11例をあげることができる。また、恒例ではあるが、賀茂祭の一連の行事で本祭の前日の「摂関賀茂詣」の日に、摂関を前にして必ず競馬が行われたようである^(注25)。これらの競馬については、賀茂競馬の最初とされた寛治7年よりも古いにもかかわらず、起源とは見なされてない。その理由を考えてみて、それから寛治7年5

第1表 寛治7年以前の賀茂社での競馬

番号	年次	西暦	場所	乗厩	内容	出典	備考
1	貞観15.5.5	873	下上両社、松尾社	近衛府武官？	停端午之節、神祇官陰陽寮言、雨雹之怪賀茂松尾等神成崇、(中略)其走馬、賀茂御祖別雷両社各十疋、松尾五匹、並裝飾人馬、(下略)	三大実録	神事に伴う臨時競馬。
2	寛平元.11.21	889	下上両社	？	走馬并舞人等向鴨社、以平朝臣為使、(下略)	宇多天皇御記	賀茂臨時祭に伴う走馬。
3	寛平3.11.24	891	下上両社	？	於鴨明神有奉幣走馬、勅使右兵衛督藤原高経率遊男廿人、参上下社、	日本紀略	賀茂臨時祭に伴う走馬。
4	天元5.6.20	982	下上両社？	？	奉遣賀茂幣使、有音楽走馬等、	日本紀略	臨時奉幣に伴う走馬。
5	永延元.6.19	987	賀茂社	近衛府武官？	撰政與左右大臣以下諸卿参賀茂社競馬、依賽祈雨之感応也	日本紀略	祈雨による臨時競馬か。
6	長元4.4.26	1031	下上両社	近衛府武官	競馬十番、終了後勝者乗厩による左右の舞	左経記、日本紀略	勅使見物、関白左大臣参詣。
7	康平4.4.11	1061	下上両社	近衛府武官	競馬十番、終了後左右の舞	康平記	下社のみ上卿10人見物。
8	康平5.5.2	1062	下上両社	近衛府武官	関白藤原師実の賀茂詣に伴い、馳御馬あり。	康平記	撰関賀茂詣による臨時競馬。
9	承暦3.4.3	1079	賀茂社？	近衛府武官？	今日朱雀院可被試走馬足等、是来十三日可有賀茂競馬之故也。	水左記	時期的にみて臨時競馬。
10	寛治5.4.21	1091	下上両社	近衛府武官	関白参賀茂社行競馬、	百鍊抄、後二条師通記	賀茂祭時の撰関賀茂詣が雨で中止。この時に行われたか？
11	寛治6.4.20	1092	下上両社	近衛府武官	賀茂祭時の撰関賀茂詣に伴う臨時競馬。	後二条師通記	撰関賀茂詣による臨時競馬。

月の記事を分析することにした。そこで、まずこの11例の競馬についてその特徴を見る。

第2節でみた競馬の特徴に合わせて、主要な要素のみを一覧表にした。

これらの史料によれば、不明なものもあるが、ほとんどは近衛府の武官が乗厩になっているので、宮中で古くからあった作法で馬に乗ったことは推定できる。また、いずれも上卿や勅使といった人たちが見ている形なので、1・4・5を除き恒例の年中行事の一環で行われている。1は怪異に対するもの、4は奉幣、5は祈雨に伴うもので、いずれも臨時競馬と見て良からう。2・3は寛平年間から始まった賀茂臨時祭に伴う走馬で、これが競馬の形態を取ったかどうか不明である。8・10・11も賀茂祭の撰関賀茂詣に伴う競馬と見られる。10は当日の撰関賀茂詣が中止になって延引したが、『後二条師通記』によれば、

この時に競馬だけは行われたと見られるので、賀茂詣に伴って実施する性格は同じものである。したがって、これは臨時競馬に入れられる。

残り3つのうち、9はこの『水左記』の簡単な史料しかなく、内容的に不明なものであるが、時期的に見て臨時競馬と見ざるを得ない。しかも、朱雀院で馬を試し走りさせて足の状態を見ているので、馬も乗厩も院で調達されたものとみられる。

6・7については、比較的史料が残っている。まず場所であるが、下鴨社で先ず行われてから、上賀茂社で実施されている。しかも、7の方では下鴨社での競馬が終了すると、上卿等は帰洛して、上賀茂社へは家司以下のみで参社したとなっている。こういったことから考えると、むしろ、競馬の実施された時期も4月の中旬や下旬であることからみて、いずれも臨時競馬であったと考える方がよからう。臨時競馬であるが故に、後世になって恒例の賀茂競馬の起源とは見なされなかったのではなかろうか。また、5月1日には石清水^(注26)以下七社に奉幣がなされているが、賀茂一社のみ金銀御幣競馬十番が行われている。これも奉幣に伴う臨時競馬と見てよからう。

それで、問題の寛治7年の記事であるが、史料は『進献記録抄纂』に引用された『中右記』である。現存する『中右記』には残されていない点に史料上の疑義も残るかもしれないが、詳細な内容でもあり、まず長くなるが史料を引用する。

九日、乙酉、天晴、今日左方女房殿上人為果宿願、相具競馬参詣賀茂下上社、(中略)
召社司了、御幣付社司之後、殿上人等引居馬場前屋、先立四尺屏風、敷高麗綠疊、兼儲饗饌、是本之座也、于時中納言中将、直衣紅、梅衣、治部卿、左衛門督、右大弁、新宰相中将、件人皆直衣也、来会、依為方念人也、次被着座、次立鼓鉦鼓、次乗厩等上御馬、不立標鉦也、(中略)越前守清実、鼓、和泉前司孝清、鉦鼓、申初馬出、并樂人座有輕輦、

一番 左左近將曹敦末、依仰鼓勝、右右近府生信貞、中納言中将脱出衣給、共院御隨身、

二番 左左近舍人兼重、右同忠助、共有逸興、相被渡、右頗有利、皆召還、頭中将四位源少將總頭袖袖、

三番 左左近番長敦時、右右近舍人敦武、依仰鼓、新宰相中将并宗忠總頭、共内大臣之御隨身、勝、少將忠教總頭、

四番 左左近舍人敦貞、中納言中将隨身、右右近舍人為時、

五番 左左近舍人国重、中納言殿隨身、右兼常、同

馬院御馬、殿下御馬也、移平文、殿下移也、中納言殿下給、荒染院下給、

日入之後發乱声、無拔頭、童八人、皆八幡舞人云々、

頭弁之兄並兵衛佐為遠總頭、此間公卿退歸、又四位少將顯雅朝臣還、秉燭之後参入上御社、御幣付社司了後有競馬、(中略)

乗厩等院御隨身也、皆左近也、右近一人不被入、但中納言殿為右中將、依左方念人、彼隨身許所入也、凡今度事依卒爾、乗厩等或他行、或服藥者、又於下御社、自女房以薄様

作標書若、被送殿上人之中、(下略)

この史料がもっとも詳しく、ここで行われた競馬が五番であったこともわかる。これ以外の史料としては、『後二条師通記』がある。ここには、「晴、於賀茂有競馬事、和歌合之願也、和歌左右已以為持、人々申云、未得心云々、中納言中将着直衣參競馬舍、殿上人束帶也、隨身常久競馬乗尻頻辭申也、向中納言之許、申其旨、本自不能騎馬、況不堪競馬云々、不足言也、為問子細令召之處不參、」という記事を載せており、詳しくはないものの、賀茂社で競馬が行われた事実はあった。しかも、随身の一人が馬の乗れないのに乗尻になるのはできないと、断ったことを載せていて大変興味深い記事になっている。

ところで、これらの記載から判明することは、まず、このときの競馬が恒例の競馬として行われたものではないという点にある。しかも、場所は下上両賀茂社で行われており、必ずしも上賀茂社のみの行事ではなかった。その意味では、第1表の競馬と共通している。また、乗尻も院の隨身や関白の隨身で、近衛府の武官がなっていて、これも付表1と同じである。ただ、異なる点は、この競馬より前に歌合があり、その時の願いとして行ったというのである。その歌合は、5月5日にあった。この日の歌合は史上著名なもので、郁芳門院歌合と呼ばれているものである。^(注27)

郁芳門院は白河天皇の第一皇女で、堀河天皇が幼少であったため准母として入内し、この寛治7年に女院号を賜った。白河院の最愛の娘で、当時は大きな権勢をもったと言われている。白河が出家したのも郁芳門院の死がきっかけであった。ところで、この歌合は郁芳門院が住んだ六条院で催されたもので、判者は右大臣の源顕房で、五題・五番の歌が詠まれて競われた。『中右記』や『後二条師通記』にもこのときの記録として史料が残されたこともあり、著名なものになった。

史料に基づいて、どのように歌合が実施されたかを見ると、この歌合では菖蒲の根合が行われている点に注意される。『後二条師通記』によれば、六条院の釣殿で郁芳門院以下、関白師実や公卿が並ぶ中で行われた。五日条によれば、「(前略)四位侍従宗忠著円座、開鏡、一番取出根、而置展御前、先是右少将能俊著之置根、頃之勅判為左勝、二番右方置根、右方展置相待菖蒲、為左勝、又置之、(下略)」というように、一番から順に菖蒲を前に置いて、その根の大きさを競って、左右に分かれて勝負を判定している。このときは「勅判」とあり、『中右記』では「上皇御覧、殿下自御簾中出、」とあるから、白河院の判定とみられる。この菖蒲の根合の方式は、現行の賀茂競馬の前に行われる儀式とはかなり異なっている。現在はこのときだけ賀茂別雷神の分霊が宿る頓宮や、摂社の棚尾社の前で菖蒲の根同士を合わせるだけで、どちらが大きいかという勝負の判定はない。菖蒲の根合は本来はどちらが大きい根であるかを競うものであったことがこの史料から窺われる。

この菖蒲の根合に続いて歌合が行われている。同じ史料によれば、「仮名大納言書之、右方几帳二尺余歟、推付色形、其上書和歌、同人書之、永承之比根合和歌比行云々、左方和歌散位公経、右方和歌兼行書記、左方打敷開展読之、右和歌読之、頃之判者右府也、」と続く。ここで史上著名な郁芳門院歌合と呼ばれるものが展開したのである。ただし、このときの歌合は、同じ九日条に「和歌左右已以為持、」とあるように、どうやら引き分けであったようである。『中右記』でも、「後聞、右相府語人云、左右念人中子孫已相分、今日好為持、尤自本小案也、仍頗判之間無興、」というように、敢えて引き分けとしたようである。このときの結果は、「左勝一首、右勝一首、持七首、未判一首、但左方根モ勝也、子時許事了、人々退出、」とあり、菖蒲の根合は左方の勝ちであったが、歌合は全くの引き分けであった。どうも、これが9日の下上両賀茂社での競馬五番ずつの勝負へと持ち越して行われたようである。

先の『後二条師通記』の記載でも、「和歌合之願也、和歌左右已以為持、」とあり、競馬での勝負に持ち越していることを窺わせる。また、『中右記』でも9日条に「今日左方女房殿上人為果宿願、相具競馬參詣賀茂下上社、」となっており、左方側から決着を付けるべく競馬での勝負となったようである。競馬の勝負の結果はともかくとして、寛治7年の競馬は、あくまで郁芳門院での歌合の勝負を持ち越しての決着という形で行われた臨時競馬の形態を取っていたのである。その意味では、第1表にあげた両賀茂社での臨時競馬と全く性格は同じであるばかりでなく、乗尻は院隨身であり、白河上皇自ら馬御覧を行ってから賀茂社に向けて出発させたもので、馬も院側で用意している。このことを、先の賀茂競馬の特色順でまとめると、

- ①行事は5月9日に下上両賀茂社で5番ずつの競馬が行われた。
- ②競馬は5月5日の郁芳門院歌合を受けて、臨時競馬として実施された。
- ③競馬に使われる馬は、院で用意した。
- ④乗尻だけでなく、所役は院のものが当たった。
- ⑤競馬のルール等は記載がなく不明であるが、古式競馬のあり方を念頭に置くとこの点は変化なかったものと推定する。

となり、⑤を除いて現行の賀茂競馬とは全く異なっていることがわかる。しかも、それ以前の両賀茂社で行われた臨時競馬と一致していさえする。それにもかかわらず、なぜこれが賀茂競馬の始まりとされたのであろうか。

第1表に挙げた寛治7年以前の6回の臨時競馬は、宮中から派遣された上卿や勅使のために催された面が強く、神社側の働きかけが弱かった。その意味では全くの臨時競馬である。開催場所も下上両賀茂社で実施されることが多く、上賀茂社独自の神事の一環で行う

競馬とはなっていない。また、端午節との関係は皆無であった。

これに対して、寛治7年の競馬は同じ臨時競馬とは言っても少々内容が異なる。実際に莊園からの馬の貢上もなく、乗尻も近衛府の武官が勤めるなど、内容は寛治7年以前に賀茂社で実施されたものと変わらないことは先にみたとおりである。ただ、実施された時期が5月9日と極めて端午節に近いことが注意される。まず、1日に石清水八幡宮以下の諸社に奉幣がなされ、その中で賀茂社でのみ競馬が十番行われている。それに加えて、先の『後二条師通記』などの史料に「和歌合之願也」とあるように、9日の競馬が5日に実施された^(注28) 郁芳門院歌合との関連で催されたことが大きかったのではなかろうか。先に述べたように、このときに行われた競馬は、歌合が引き分けであったことの決着を付けるべく、9日に開催されたのである。したがって、臨時競馬ではあったものの、5日の端午節の続きに行われた競馬と見るべき性質を持っていたのである。この点がそれ以前に賀茂社で実施された競馬と大きく異なる点である。端午節との関係があったため、賀茂競馬の形が第1節で見たような形で行われるようになってから、賀茂競馬の初めとされたと見るのはうがった見方であろうか。

実際、後世の上賀茂神社の関係史料でも、「院女房菖蒲之根合ノ事アルニヨリ、左方之人賀茂社ニシテ競馬九日アリ、右方ノ人ハ八幡ニテ十三日アリ」とあり、^(注29) 菖蒲の根合と常に関連づけられてきた。ただ、13日に石清水八幡宮で競馬が行われたことは史料からは確認できなかった。とはいえ、寛治7年の競馬は、現実には下上両賀茂社で実施されているなど、現在の賀茂競馬とは相当異なっていることはいうまでもない。伝説的に初めに位置づけられたこととは別に、いつから『嘉元年中行事』に見えるような形態になったかを考えておく必要がある。次に、節を変えて、この問題を考えてみたい。

4. 賀茂競馬の成立

賀茂競馬が上賀茂神社の莊園のうち、美作国倭文庄以下の20の莊園から馬の貢上を受け、馬の経費を負担するようになったり、賀茂県主一族から競馬の騎手である乗尻が出て行われるようになったのはいつからであろうか。史料上、これを明確な年次で確定するのはむずかしい。しかし、大まかな時期を推定することは可能なので、上賀茂社で競馬が実施されたことを示す確実な史料から詰めていくことにしたい。

第2表は、史料的に最も信頼できるもののうち、寛治7年以降の賀茂競馬で、『大日本史料』に採られたものに2例追加し、一部日付を修正したものである。『嘉元年中行事』で完成された形態が現行の賀茂競馬の初現的な形として完成したものとするならば、南北朝初期までを例示するにとどめてもよからう。これらの史料では、いずれも賀茂社で競馬

第2表 競馬一覧表（保延から貞和まで）

番号	年次	西暦	内容	場所	乗厩	種別	出典
1	保延2.9.15	1136	上皇御幸で、競馬	下上両社？	不明	臨時	中右記
2	保延3.5.5	1137	賀茂社で競馬	不明	不明	恒例	実能記
3	建暦2.3.28	1212	五番の競馬、上皇御覧	下上両社	不明	臨時	百鍊抄
4	建保2.4.28	1214	社司氏人等競馬、上皇御覧	上社	社司氏人	臨時	後鳥羽院宸記
5	建保2.7.17	1214	上皇下上両賀茂社で競馬七番	下上両社	？	臨時	百鍊抄
6	嘉禎元.5.8	1235	賀茂競馬	上社？	不明	恒例	明月記
7	建長7.2.21	1255	院隨身、賀茂で競馬	下上両社	院の隨身	臨時	百鍊抄
8	康元元.5.1	1256	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	経俊卿記
9	康元元.5.5	1256	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	経俊卿記
10	康元元.8.5	1256	院隨身、賀茂競馬、上皇御覧	上社？	院の隨身	臨時	経俊卿記
11	文応元.5	1260	藤原為家、賀茂競馬を読む	上社？	不明	恒例	夫木和歌抄巻七
12	弘安2.5.2	1279	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	続史愚抄
13	弘安3.5.5	1280	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	続史愚抄
14	弘安6.5.1	1283	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	続史愚抄
15	弘安9.5.19	1286	賀茂競馬、上皇御覧	上社？	不明	恒例	続史愚抄
16	正応4.5.1	1291	賀茂馬馳如恒	上社？	不明	恒例	続史愚抄
17	永仁3.5.1	1295	賀茂競馬延引	上社？	不明	恒例	実躬卿記
18	永仁3.5.5	1295	賀茂競馬如恒	上社？	不明	恒例	続史愚抄
19	正慶2.5.1	1333	有賀茂祭馬番如恒	上社？	不明	恒例	続史愚抄
20	正慶2.5.5	1333	停賀茂競馬、依擾乱云	上社？	不明	恒例	続史愚抄
21	貞和4.5.5	1348	賀茂競馬	上社？	不明	恒例	続史愚抄
22	貞和4.5.6	1348	亦於賀茂馬場有競馬十番如式日、是氏人等依有所願興行云	上社？	不明	臨時	続史愚抄

が行われたことはある程度はわかるが、誰が乗厩になったのか、また馬はどこが負担したのかといった細かい内容のことは書かれていない。また、記録としての残り方も関係するかもしれない。上皇が賀茂社などへ御幸したために臨時競馬を催したとか、上皇自らがわざわざ見に行ったものなど、特別のことがないと記録していないのである。記録というものの性質上、ある程度はやむを得ないものであろう。

また、実施された場所についても「賀茂社」と見えるのみで、下上両賀茂社なのか、上賀茂社だけなのか、これだけでは全く判断することはできない。わずかに、建保2年（1214）4月28日の競馬が『後鳥羽院宸記』の当日条に「社司氏人等競馬、雖社司若輩乗之、各着狩衣」と見える。この例が上賀茂社で行われた競馬で乗厩に社司氏人がなったことが確認できる最古の例となる。ただし、これが臨時競馬か、恒例の競馬かはにわかに判断しがたい。しかし、乗厩のものが狩衣を着ての競馬であったことからすると、5月1日に近いこともあり、恒例の競馬の可能性もあるが、1日までまだ2日を残していることもあり、ここでは臨時競馬に入れた。実際にはこれだけの史料であるため、詳しくは不明である。

また、それ以外では、建長7年(1255)2月や康元元年(1256)8月の臨時競馬の時は、院隨身が乗尻になったことを書いている程度である。この場合だと、馬も院から連れて賀茂社まで行っている可能性が高く、賀茂競馬のところで検討したような荘園からの馬料の貢上ではなさそうである。臨時競馬については、ほとんどが院から乗尻や馬を出していたとみるべきものかもしれない。ただ、建保2年の例から見られるように、臨時競馬ながら、社司氏人、すなわち賀茂県主一族から乗尻が出る例があるように、ようやくこの頃には朝廷儀礼から独立した競馬が賀茂社で行われ始めていたのかもしれない。

このように、臨時競馬については少しは記録があるが、恒例の競馬は不明な点が多い。恒例であるため、強いて記録を残していないのである。ただ、付表2による限り、13世紀前半には5月1日から8日までの間に行われているようになったことがわかる。さらに、康元年間になると、5月1日から5日にほぼ固ってきたと見てよいのではなかろうか。『嘉元年中行事』が14世紀初頭に成立したとすると、それよりも約半世紀前までには上賀茂社での競馬の式日は5月1日から5日ではほぼ固定されていたと見てよからう。

次に、これらの記事では馬と上賀茂社の各荘園との関係が不明である。ただ、乗尻については興味深いことがわかる。『嘉元年中行事』の分析では、5月1日の神事では乗尻は社司のものであったことが書かれていたが、5日の方は明確な記載が無く、推定しかできなかった。しかし、それよりも約40年ほど後の例ではあるが、付表2の22にあげた貞和4年(1348)5月6日の競馬では、氏人が願いにより前日と同じように十番の競馬を実施したと書かれている。このことから、賀茂競馬の主体がすでに賀茂社側にあつて、院とは関係がなくなっていることが理解できる。したがって、この史料からも、14世紀初頭から前半までには確実に5日の競馬の乗尻は賀茂氏の一族から出ていたと推測してよからう。それでは、乗尻が賀茂氏から出るようになったのはいつ頃まで遡るのであろうか。

第2表にあげた確実な史料による限りははっきりしない。上賀茂神社や賀茂氏の伝説では、乗尻はそれまで近衛府の武官や殿上人が勤めていたのを、建仁2年(1203)から賀茂氏のもの^(注30)が勤めるようになったといわれている。しかし、これはあくまで伝承なので、確実な史料で確認する必要がある。とはいえ、第2表のほぼ確実と思われる史料からは全く確認することはできなかった。わずかに建保2年4月28日の臨時競馬で賀茂氏から乗尻がでてるのがわかるくらいである。

そこで、賀茂氏の伝承した史料の中で、比較的古い史料を参照したり、引用したものに『競馬記』^(注31)がある。この『競馬記』と称する冊子はいくつかあり、ここでは『賀茂文化研究』に翻刻されたもの^(注32)を使用した。これは二冊あり、いずれも江戸時代に行われていた競馬会神事の次第を書いたものであるが、成立年代が異なる。現存のものはいずれも大正7

第3表 『競馬記』に見える競馬（建暦～文永）

番号	年次	西暦	内容	場所	乗尻	種別	出典
1	建暦2.3.26	1212	上皇賀茂社参籠し、競馬を五番ずつ両社で行う	下上両社	院隨身？	臨時	百鍊抄には競馬は見えず
2	建暦3.7.17	1213	上皇、賀茂社で競馬十番	上社？	院隨身、階下役、公卿	臨時	賀茂久朝家日記
3	建保2.4.21	1214	上皇賀茂社参籠し、競馬七番	上社？	賀茂輩	臨時	百鍊抄では7月17日で、乗尻は見えず。後鳥羽院宸記では4月28日で社司氏人競馬と見える。
4	文永5.5.7	1268	競馬七番	上社	賀茂輩	恒例	同じ久朝日記の引用か？

年に座田司氏氏が筆写されたものである。^(注33) 最初のものは内容的には寛文4年に賀茂成房が伝承資料まで含めて集めたものを、岡本清茂が校訂を加えながら筆写したものが下敷きになっている。今一つは『賀茂注進雑記』を引用したり、文化7年(1810)の例を引いたりしているので江戸時代後期まで下る内容になっている。

『競馬記』所引の史料によれば、第3表のようになる。史料の正確さの点では付表2には及ばないが、ここでも確実なもののみを掲げた。『競馬記』所引史料でも、最初の例では、寛治7年のものが載っている。「或日記云、堀川院御宇寛治七年五月五日、院女房菖蒲之根合ノ事アリニヨリ、左方之人賀茂社ニシテ競馬九日アリ、右方ノ人ハ八幡ニテ十三日アリ」と、日記を引用した体裁をとる。しかし、内容的には完全に伝承であり、採ることができないので第3表からは除外した。確実な例では、初めの方は『百鍊抄』を別にすると、日記が多く、上皇の御幸があったときのことなど、特別に属する事柄を中心に記載されている。その中から、史料をみると、乗尻になっているものは、院隨身となった近衛府の武官が2例ある。臨時競馬であることとあいまって、院や撰閥家の隨身が下上両賀茂社へ馬とともに出かけ、そこで競馬を行ったと推定される。

1から3までは、すべて臨時の競馬になる。このうち、1は乗尻ははっきりしないものの、2の方ははっきりと書かれている。院の隨身がなっているのである。したがって、臨時競馬ではまだ13世紀前半でも院との関わりが大きかったといえよう。しかし、3・4の例はそれとは異なる。3は少々史料に混乱がある。『競馬記』所引の史料では4月21日に上皇が賀茂社参籠中に競馬があったように書かれており、これならば臨時競馬になる。しかし、第2表で検討したように、『後鳥羽院宸記』では4月28日になっており、5月1日の際に行われる競馳とも考えられるため、臨時競馬の可能性が高いが、なお恒例の競馬の可能性を残すものであった。また、『百鍊抄』によれば、この時の競馬は7月17日のこととなっていて、これもこの日付通りなら臨時競馬となる。時間的に3か月ほど空いている

ので、二度の御幸があったと見るのがよいか、重複記事と見るのがよいかは不明である。

いずれにしても、この建保2年(1214)の記事あたりから「賀茂輩」とか「社司氏人」といった表現が見られることから、この頃には賀茂県主一族から乗厩がでていたことになる。次の4の例でも、そのようである。ただ、4は『競馬記』にのみ書かれていることであり、確実にそうであったかという確認しようがないが、上賀茂社ではだいたい13世紀前半になると乗厩には賀茂氏のものになっていたとみてよかろう。そうすると、伝承の史料ではあるが、『賀茂旧記』に見える建仁2年(1202)から乗厩には賀茂氏から出たという史料もあながち否定できないのかもしれない。ただ、現時点では、確実な史料による限り、賀茂氏が乗厩になる上限を13世紀前半(建保2年まで)におくのがよかろう。

次に、馬の荘園からの貢上であるが、これは史料が全くなくわからない点が多い。いつから上賀茂社の荘園から馬が貢上されるか、あるいは馬の経費を支出するようになったかははっきりはしない。ただ、いくらか推定は可能である。まず、その前提となる荘園の成立であるが、12世紀末には上賀茂社領が確定している。『吾妻鏡』寿永3年(1184)4月24日条には、「賀茂社領四十二か所、任 院庁下文、可止武家狼籍之由、有其沙汰、」とあり、このときに源頼朝が後白河院の下文を追認する措置をとったことがわかる。それまで、上賀茂社の荘園が武家に横領される事態があり、社領としての存続が危ぶまれていた。しかし、この措置により、上賀茂社領が安堵され、これ以後、経済的な基盤となり、5月の端午節に馬を貢上する基盤が整備された^(注34)と見られるのである。むろん、荘園自体はそれ以前に成立していたことは間違いないが、この時点で幕府により本領が安堵されている。実際、頼朝はその翌年の元暦2年(1185)6月6日にも、後白河院の院宣を受けて末社四条坊門別官領を横領した玉井次郎に荘園を引き渡すように命じている^(注35)。このようなことからみて、42か所の荘園が上賀茂社領として、以後も神社を支える経済基盤となったのである。このときの42か所の荘園のうちの20か所が賀茂競馬の時に馬を貢上したとされる荘園である^(注36)。

そうすると、乗厩が賀茂氏からでていたということは、馬も従来の院から連れて行ったものによって、上賀茂社で調達するようになったとみられるのではなかろうか。従来は寛治7年以前の例を見ても、上皇が馬御覧を院の御所で行ってから、乗厩以下が発発して賀茂社へ行って競馬を行ったのである。また、第3表に見えるものでも、院の隨身が乗厩を勤めたものについても、上皇の御幸が前提で行われた臨時競馬になると、やはり院側で馬を調達したと見るのがよかろう。したがって、少なくとも上賀茂社が荘園を後白河院や鎌倉幕府によって安堵された寿永3年(1184)から、後鳥羽上皇が日記に書き留めた建保2年(1214)の競馬の間までには、上賀茂社側で馬を用意し、乗厩も賀茂氏から出すことが常態になったと見るのが自然であろう。

5. おわりに

これまで賀茂競馬の始まりとされ、宮中の5月5日節の競馬会を移した最初のもものと伝承された来た寛治7年の競馬に関する記事の分析を中心に考察を進めてきた。論点が少し多岐にわたったが、まとめると以下になるろう。

- ①賀茂競馬は5月5日の端午節の一環として行われ、上賀茂社領の20の荘園から馬を貢上したり、その経費を負担して、社司・氏人が乗尻となり、十番の競馬が催された。
- ②賀茂競馬の起源とされた寛治7年以前にも上賀茂社では競馬があったが、いずれも臨時競馬であり、恒例ではなかった上に、乗尻も馬も院や摂関家で用意したものであった。
- ③寛治7年の競馬も基本的には臨時競馬であり、乗尻や馬はそれまでの競馬と同じく、院や摂関家で用意された。しかし、この時は5日の郁芳門院の菖蒲根合に伴う歌合の勝負の決着を付けるべく実施されたもので、5日の端午節の延長上にあったことから、鎌倉時代になって賀茂競馬が恒例化してからその起源とされた。
- ④実際に、賀茂競馬が恒例化され、馬が上賀茂社領で調達され、乗尻も社司・氏人から出るようになったのは寿永3年から建保2年くらいの間で、伝承による建仁2年説もあながち無理ではないものであった。

以上、『日本競馬史』が否定した寛治7年草創説を補強したにすぎない雑ばくな結論ではあるが、現行の賀茂競馬の起源が荘園制に基づき実施されるという形が、基本的には現在まで踏襲されているという、極めて珍しいものであり、その起源を巡っていくつか憶測を重ねることができた。また、下上両社で実施されたはずの競馬がなぜ下鴨社では残らなかったのか、馬の貢上についても具体的な史料がないため、ほとんど不明であることなど、今後明らかにすべき問題も多いが、とりあえず大方の叱正をいただければ幸いである。

なお、本稿を草するに当たり、賀茂県主同族会の梅辻諄先生、神戸大学の市忠顕先生、京都産業大学の勝矢淳雄先生、池坊短期大学の小倉嘉夫先生、名古屋大学大学院生の山本宗尚さんには大変お世話になった。特に山本さんには史料の検索までお世話になった。ここに記して謝意を表したい。

(どばし・まこと＝京都文化博物館学芸課学芸員)

注1 吉田兼好『徒然草』第四十一段に、兼好が上賀茂社へ賀茂競馬を見に行き、大勢の人がいたため、そこで大きな木に登って見ている人がいることを書いている。

注2 賀茂別雷神社編『賀茂注進雜記』1940年。ただし、原本は延宝9年8月成立。

注3 久隅守景「賀茂競馬図屏風」(馬の博物館蔵)、伝西川祐信「洛中遊覧并加茂競馬図」(京都産業大学蔵)「白縮緬地石畳に賀茂競馬文様友禅染小袖」(京都国立博物館蔵)等、多数ある。

注4 上賀茂神社主催「賀茂競馬910年記念展」 2003年7月。

注5 乗尻の装束に舞楽装束をつけたり、勝負を行う前に三遅・小振り・巴の儀を行ったり、勝者の

- 乗尻に渡される禄を鞭先で受け取るなど、鎌倉時代の作法と思われるものが残っている。鎌倉時代の古式競馬作法を記したものに、『競馬秘記』（京都府立総合資料館蔵、江戸時代写本）や『競馬口伝抄』（京都府立総合資料館蔵中大路家文書、南北朝時代写本）などがある。また、『日本競馬史』（日本中央競馬会 1966年）には草創の伝説を否定をしている。
- 注6 前掲注2書、18～20頁。
- 注7 『続日本紀』大宝元年5月丁丑条に「令群臣五位已上出走馬、天皇臨觀焉」と見えるものが、5日の節会での「走馬」の初見である。これが後の競馬につながることは確実であるが、これがすでに二頭駆けの競馳であったかどうかはわからない。
- 注8 長塚 孝『日本の古式競馬～1300年の歴史を辿る～』（うまはくブックレットNo.4 神奈川新聞社）2002年1月。
- 注9 『新儀式』第四「行幸神泉苑覽競馬事」、『日本紀略』延喜8年10月28日条など。
- 注10 『御堂関白記』長保2年3月6日条、同年4月25日条など。
- 注11 前掲注5書以外に、『競馬記』などがある。
- 注12 『内裏儀式』五月五日觀馬射式にはすでに「競馳」の語が見える。
- 注13 大日向克己「五月五日一律令国家と弓馬の儀礼―」（同『古代国家と年中行事』所収 吉川弘文館）1993年9月。
- 注14 『北山抄』第九「臨時競馬事」、『江家次第』第十九「臨時競馬事」。
- 注15 原本は現在重要文化財に指定。活字本は『賀茂別雷神社嘉元年中行事』（『日本祭礼行事集成』第三卷 平凡社）1970年1月。
- 注16 美作国倭文庄（岡山県久米郡久米町倭文）、加賀国金津庄（石川県河北郡宇ノ気町、七塚町他）、播磨国安志庄（兵庫県宍粟郡安富町）、能登国土田庄（石川県羽咋郡志賀町）、阿波国福田庄（徳島県三好郡三加茂町）、美濃国脛長庄（岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永）、近江国舟木庄（滋賀県近江八幡市加茂町）、若狭国宮川庄（福井県小浜市宮川）、淡路国淡路庄（兵庫県津名郡津名町）、出雲国出雲庄（鳥根県大原郡加茂町）、備前国竹原庄（岡山県岡山市竹原）、備前国山田庄（岡山県邑久郡久町山田庄）、山城国奈島庄（京都府城陽市奈島）、丹波国由良庄（兵庫県氷上郡氷上町の内）、和泉国深日庄（大阪府泉南郡岬町深日）、周防国伊保庄（山口県柳井市伊保庄他）、伊予国菊萬庄（愛媛県越智郡菊間町）、尾張国玉井庄（愛知県栗栗郡木曾川町玉ノ井）、伯耆国星川庄（鳥取県西伯郡会見町）、三河国小野田庄（愛知県豊橋市加茂町、愛知県豊橋市石巻小野田町）の20の荘園名が現在でも生きている。なお、上記の比定地は山本宗尚氏のご教示による。
- 注17 『競馬式図解』（京都産業大学図書館蔵）、『諸神事註秘抄』（上賀茂神社蔵）など。
- 注18 前掲注5の『競馬秘記』、『競馬口伝抄』。
- 注19 前掲注5の『競馬秘記』には一遅が終わったとき、二遅が終わったとき、三遅が終わったときに鳴らすとある。
- 注20 『内裏儀式』や『内裏式』には、「令群臣馬競馳、別遣両近衛次将各一人勾当其事」とあり、乗尻は近衛府の武官であったことがわかる。
- 注21 現在の足汰式では、乗尻は浄衣の狩衣になっている。指貫は倭文庄乗尻が大紋入り、金津庄乗尻が濃紺である以外は、すべて浅黄色で統一されている。
- 注22 現在の直会に出てくるものは、江戸時代中期に岡本清茂が著した『諸神事註秘抄』に基づいて用意されているようである。
- 注23 『五月朔日足汰乗尻覚悟記』（京都府立総合資料館蔵、江戸時代後期、鴨脚家文書）や、『賀茂競馬記』など。
- 注24 本来、『賀茂別雷神社嘉元年中行事』に見えるように、10番の競馬を行うようになっていた。現在は、三遅の儀式や奉幣の儀などの諸儀式が順番ずつ行われて、行事全体の時間が長くな

ることから、6番のみ行うようになってきている。

- 注25 賀茂祭は、中西日の勅使奉幣の儀だけとされているが、実際には約1か月にも及ぶ、今よりもっと大きな農耕祭祀に基づく祭であったことが研究されている(岡田精司「賀茂祭の構造と原形」、同編『古代祭祀の歴史と文学』所収 塙書房 1997年12月)。摂関賀茂詣も中申日に行われ、代役を立てることもあったが、原則的には摂関が下上両賀茂社へ詣でた。その時に競馬が行われたことは『年中行事絵巻』などにも見えている(摂関賀茂詣については、京都文化博物館編『京の葵祭展』図録参照、2003年4月)。
- 注26 『進献記録抄纂』所引の『中右記』の5月1日条には、「(前略)祓了差使々奉幣七社并立願、御幣頭中将儲之、行事藏人掃部助遠実、石清水、賀茂下上、春日、大原野、吉田、住吉、十列、至賀茂一社者、金銀御幣競馬十番者、(下略)」とある。
- 注27 郁芳門院歌合は、郁芳門院媞子内親王根合として知られている。根合があった上での歌合わせと言うことであるが、実際には六条院で行われた歌合で、菖蒲・郭公・五月雨・祝・恋の五題で、五番勝負が行われたので、20首が読まれたことになる。歌人としては、大江匡房や周防内侍、源顕季といった当時のそうそうたる面々が名を連ねており、『類聚歌合』二十巻本の断簡に15首が残されている。また、本文でも引用した『進献記録抄纂』所引の『中右記』には20首が書かれている。
- 注28 本文にあげた『進献記録抄纂』所引の『中右記』では、根合は左方の勝利のようにも書かれているが、歌合自体は引き分けであったことがわかる。
- 注29 『競馬記』例書(『賀茂文化研究』創刊号 賀茂文化研究所) 1992年、85頁。
- 注30 『賀茂旧記』。梅辻諄氏のご教示による。
- 注31 『競馬記』と称する典籍は数多くある。鎌倉時代から江戸時代に至るまで各種存在する。賀茂競馬に限っても、『賀茂競馬記』とするものや、単に『競馬記』とだけするものもあり、区別しにくい。ここで、引用した『競馬記』は賀茂競馬に限って書かれたもので、内容的には江戸時代前期のものと思われる。
- 注32 前掲注29所収のものと、『賀茂文化研究』第2号・第3号(1993・1994)所収の二号に渡って翻刻されたものがある。いずれも、源城政好氏の翻刻による。
- 注33 いずれも奥書に、「右一書者、賀茂善顕県主秘書也、今度依懇望被貸与、則令浄字畢、于時大正七年九月七日 賀茂司氏」「右一書者、山本善顕県主之所蔵処、借受之令浄写畢、大正七年九月廿五日」とあり、大正7年(1918)に集中して後の上賀茂神社宮司の座田司氏氏によって筆写された。
- 注34 『平安遺文』4155号文書、「源頼朝下文案(賀茂別雷神社文書)」が『吾妻鏡』の本文に対応する文書で、42か所の荘園が記載されている。ここに挙がっている42か所の荘園は、文書によれば、「可備進神事用途」とあり、神事の費用をまかなうために安堵されている。そのことからすると、上賀茂神社社領としてこの時点で確立し、賀茂競馬の経済的基盤が確立したともいえよう。
- 注35 『平安遺文』4257号文書、「元暦2年6月6日源頼朝下文(上賀茂神社文書)」として出された。文書は袖判下文で、頼朝が裁可を与えた形になっている。
- 注36 前掲註16に同じ。ただし、江戸時代の史料では20のうちの14しか見えず、以下は上賀茂社の摂社末社の神職が欄宜方と祝方に別れて乗っている。今後の検討課題としたい。
- 注37 天正13年(1585)2月付けの「森神主古証文」などによれば、伊予国菊万庄から競馬料として段銭が収められるシステムになっていたことがわかる。すでに安土・桃山時代の史料であるため、どれほど実態を反映しているか疑問があるが、段銭方式による経費の捻出は見られるものの、荘園からの馬の貢上は確認できなかった。